

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（令和4年3月市議会提出分）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種類	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	松山市職員定数条例の一部を改正する条例	救急需要の増加等に伴う救急隊の増隊及び女性消防職員の活躍に向けて消防職員を増員するものです。	令和4年 3月議会 議案 第24号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の定数に関するものであり、実施要綱第3 条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089-948- 6249
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	特別職の職員で常勤のもの の給与に関する条例及び松 山市公営企業管理者の給与 等に関する条例の一部を改 正する条例	市長等の給与の減額措置を引き続 き行うものです。	令和4年 3月議会 議案 第25号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の給与に関するものであり、実施要綱第3 条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089-948- 6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
3	松山市職員の育児休業等 に関する条例の一部を改正す る条例	会計年度任用職員の育児休業等 に係る在職期間の要件を廃止する ものです。	令和4年 3月議会 議案 第26号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の育児休業等に関するものであり、実施要 綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないた め	人事課 089-948- 6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

4	松山市新庁舎整備検討審議会条例	新庁舎整備検討審議会を設置するものです。	令和4年 3月議会 議案 第27号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市長の附属機関の組織及び運営に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	管財課 089-948- 6254
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
5	松山市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例	松山市垣生学校給食共同調理場及び松山市たちばな学校給食共同調理場を統合し、新たに松山市垣生学校給食共同調理場を整備するとともに、松山市八坂学校給食共同調理場を廃止するものです。	令和4年 3月議会 議案 第28号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 公の施設の設置管理に関するものであるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	保健体育課 089-948- 6594
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
6	松山市消防手数料条例の一部を改正する条例	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、保安確保機器の設置及び管理の方法の認定申請審査手数料等の額を引き下げるものです。	令和4年 3月議会 議案 第29号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 手数料の引下げに関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	予防課 089-946- 9215
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
7	松山市消防団条例の一部を改正する条例	消防団員の報酬を引き上げるとともに、休団制度及び身分に係る規定を定めるものです。	令和4年 3月議会 議案 第30号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 消防団員の報酬及び身分に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	地域消防 推進課 089-926- 9232
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

8	松山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の改正に伴い、所要の規定の整備を図るものです。	令和4年 3月議会 議案 第31号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 消防団員等の公務災害補償に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	地域消防 推進課 089-926- 9232
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
9	松山市人権啓発施策推進条例の一部を改正する条例	浅海ふれあいセンターを北条ふれあいセンターに統合するものです。	令和4年 3月議会 議案 第32号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 公の施設の設置管理に関するものであるため（実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当）	人権啓発課 089-948- 6384
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
10	松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国民健康保険法施行令の改正に伴い、未就学児に係る国民健康保険料の被保険者均等割額の減額措置を講じるものです。	令和4年 3月議会 議案 第33号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 国民健康保険料の被保険者均等割額の減額措置に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	国保・年金課 089-948- 6360
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
11	松山市安居島水道条例の一部を改正する条例	松山市水道事業給水条例の改正に伴い、安居島水道利用料金の適正化を図るものです。	令和4年 3月議会 議案 第34号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関するものであるため（実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当）	生活衛生課 089-911- 1806
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

12	松山市墓地等の経営の許可等に関する条例	墓地等の経営の許可等に関し、必要な事項を定めるものです。	令和4年 3月議会 議案 第35号	パブリック コメント	R4.1.7 ～ R4.2.7	パブリックコメントを実施し、広く市民の皆さんに意見を聴きました。	生活衛生課 089-911- 1806
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
13	松山市水道事業給水条例の一部を改正する条例	水道料金を改定するものです。	令和4年 3月議会 議案 第36号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関するものであるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	上下水道 サービス課 089-648- 6487
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
14	松山市企業立地促進条例の一部を改正する条例	企業立地促進に係る奨励措置を見直して引き続き実施するものです。	令和4年 3月議会 議案 第37号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 企業立地促進に係る奨励措置に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	地域経済課 089-948- 6547
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
15	松山市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例	新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金の設置を1年延長するものです。	令和4年 3月議会 議案 第38号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市の予算執行方法に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	地域経済課 089-948- 6547
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

【摘要】

①この表は、条例の制定過程で、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民の皆さんの意見をどのように聴いたのか、についてまとめたものです。

②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。

③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。

④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。

⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。

⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程で、

必要な事項を公表する ⇒市民の皆さんの意見を考慮して意思決定を行う ⇒提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、

という一連の手続をいいます。